

農産物物流の合理化に係る状況と今後の取組



MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年8月

新事業・食品産業部

農産物物流の合理化に係る状況と今後の取組

【農業競争力強化支援法】

農産物流通・加工事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、川上・川下のコストを縮減し、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援

法制定時からの状況の変化

【今までの取組】

- ・ コロナ感染症やウクライナ情勢を経て、「食料安全保障の確保」が主要課題となり、コストカットから、持続的な供給、そのための付加価値創造が主題化
- ・ 生産、加工、流通、小売といった食料システムの持続性を確保するための、価格形成と付加価値創造のための措置を準備。

状況の変化を踏まえた方針

【今後の取組】

- ・ 生産性の向上を志向する農業競争力強化支援法の仕組みも残しつつ、食料システム法に基づく持続性の確保の措置を併せて展開。

農業競争力強化支援法における規定



農業競争力強化支援法における「施策の検討」に関する規定

- 第十六条 政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表するものとする。
- 2 政府は、おおむね五年ごとに、前二節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- (附則)
- 第二条 第十六条第一項の規定による最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね一年以内に行うものとする。
- 2 第十六条第二項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね二年以内に行うものとする。

【農業競争力強化支援法制定時からの経過年数と検討経過】

	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R元)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
施行後年数	0	1	2	3	4	5	6	7
最初の検討からの年数			0	1	2	3	4	5
見直し等	施 行 (8月)	最初の調査 (附則第2条第1項)	最初の検討 (附則第2条第2項)					調査・検討 (第16条第1項・第2項)

農業競争力強化支援法（農産物流通の合理化関係抜粋）



国の責務

第三条 国は、（中略）国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有する。

農業生産関連事業者等の努力

第四条 農業生産関連事業者は、（中略）良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現に資するよう取り組むとともに、その取組を持続的に行うよう努めるものとする。（以下略）

農業者等の努力

- 第五条 農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めるものとする。
- 二 農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、前項の取組を促進する観点から、支援を行うよう努めるものとする。
 - 三 農業者の組織する団体であって農業生産関連事業を行うもの（以下「農業者団体」という。）は、前条第一項の取組を行うに当たっては、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとする。

農産物流通等事業に係る事業環境の整備

- 第十一条 国は、農産物流通等の合理化を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。
- 二 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。
 - 三 農産物流通等について、その業務の効率化に資するため、情報通信技術その他の技術の活用を促進すること。

農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等

- 第十二条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物流通等事業について、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 一 農産物の卸売又は小売の事業について、適正な競争の下で効率的な農産物の流通が行われることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。
 - 二 農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、適正な競争の下で高い生産性が確保されることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。
- 2 国は、前項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、農業の健全な発展に資するため、農産物の取引の安定が確保されるよう配慮するものとする。

農産物の直接の販売の促進

第十三条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農業者又は農業者団体による農産物の消費者への直接の販売を促進するための措置を講ずるものとする。

農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化

第十四条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農業者又は農業者団体が農産物の出荷又は販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、民間事業者の知見を活用しつつ、講ずるものとする。

農産物の品質等についての適切な評価

第十五条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物の取引又は消費に際し、その品質、生産又は流通の方法その他の特性が適切に評価されるようにするための措置を講ずるものとする。

これまでの取組と今後の方向性



農産物流通等の合理化に係る施策の進捗状況

農業競争力強化支援法（農産物流通等の合理化）	これまでの取組
農産物流通等事業に係る事業環境の整備 ・農産物流通等に係る規格について、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進 ・農産物流通等の業務の効率化のため、情報通信技術その他の技術の活用を促進	・農産物検査制度の運用の見直しによる、コメの検査における機械鑑定の導入、AI画像解析等による次世代穀粒判別機の開発等の運用見直し ・物流革新に向けた政策パッケージに即した自主行動計画の策定推進（バース予約システムの導入、標準仕様パレットの導入推進等）
農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等 ・農産物の卸売又は小売の事業について、事業再編又は事業参入を促進 ・農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、事業再編又は事業参入を促進すること。	・農業競争力強化支援法等に基づく、卸売業、小売業、食品製造・加工業の事業再編 ・食品製造業、流通業の規模拡大
農産物の直接の販売の促進 ・農産物の消費者への直接の販売を促進 農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化 ・農業者又は農業者団体が農産物の出荷又は販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにする	・アグリチェーンの構築 ・農産物流通の多様化
農産物の品質等についての適切な評価 ・農産物の生産又は流通の方法その他の特性が適切に評価されるようにする。	・事業者団体等からの提案により、強みのアピールにつながる多様なJASの制定、有機JASに係る運用改善・対象の追加

農産物流通等の合理化に係る今後の展開方向①

農業競争力強化支援法（農産物流通等の合理化）	新たな施策の方向
農産物流通等事業に係る事業環境の整備 ・農産物流通等に係る規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進 ・農産物流通等の業務の効率化のため、情報通信技術その他の技術の活用を促進	食料システム法により食品等事業者が作成する、次の事業活動に関する計画を農林水産大臣が認定することにより支援。 ①安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化） ②流通合理化事業活動（食品等の流通の効率化、付加価値向上等） ③環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等） ④消費者選択支援事業活動 ※①～④には技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。 〈支援措置〉
農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等 ・農産物の卸売又は小売の事業について、事業再編又は事業参入を促進 ・農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、事業再編又は事業参入を促進すること。	○日本政策金融公庫による長期低利融資 ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構による研究開発設備の供用 等 ・中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制などの税制特例を措置) ○補助金等で整備された施設等の有効活用
農産物の直接の販売の促進 ・農産物の消費者への直接の販売を促進 農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化 ・農業者又は農業者団体が農産物の出荷又は販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにする	

食料システム法：食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案により改正された「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」。現在審議中であり、この項における記載は当該法律案の成立を仮定して記載している。

農産物流通等の合理化に係る今後の展開方向②

農業競争力強化支援法（農産物流通等の合理化）	新たな施策の方向
農産物の品質等についての適切な評価 ・農産物の生産又は流通の方法その他の特性が適切に評価されるようにする。	食料システム法及び卸売市場法により飲食料品等事業者・農林漁業者は、取引において、次の措置を講ずるよう、努力義務を措置。 (1)飲食料品等事業者・農林漁業者は、取引において、次の措置を講ずるよう、努力義務を措置。 ①持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合、誠実に協議。 ②取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案があった場合、協力。 (2)農林水産大臣は、(1)についての事業者の行動規範（判断基準）を策定。 (3)農林水産大臣は、(1)の適確な実施を確保するため必要な場合に指導・助言を実施。また、(1)の実施状況が著しく不十分な場合は勧告・公表を実施。（勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。） ※不公正な取引方法に該当する事実があるときは、公正取引委員会に通知。 (4)農林水産大臣は、指定飲食料品等(※)について、費用の指標の作成・公表、消費者への情報提供等を行う団体を認定。（団体の役職員等に対し秘密保持義務を措置。） ※農林水産大臣が、取引において、通常、費用が認識されにくい飲食料品等を指定。 (5)卸売市場法により中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等についてその費用の指標等を公表。

食料システム法：食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案により改正された「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」。現在審議中であり、この項における記載は当該法律案の成立を仮定して記載している。

(参考資料)
具体的検討の状況について



農産物流通等事業に係る事業環境の整備



農産物検査の見直しに関する検討経緯

- 農産物規格・検査については、「農業競争力強化プログラム」（平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定）、「農業競争力強化支援法」（平成29年法律第35号）を踏まえ、農産物流通等の現状や消費者ニーズの変化に即した合理的なものとなるよう検討・見直しを実施。

H28

H29

H30

H31 (R1)

R2

R3

農業競争力強化プログラム

（平成28年11月29日

農林水産業・地域の活力創造本部決定）

農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

農業競争力強化支援法

（平成29年法律第35号）

農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。

農産物規格・検査に関する懇談会（3回）

（平成31年1月～3月）

穀粒判別器に関する検討チーム（4回）

（令和元年5月～8月）

農産物検査規格検討会（4回）

（令和元年10月～令和2年3月）

懇談会の結論に基づき、検査場所の緩和、穀粒判別器の活用、異種穀粒規格の簡素化、推奨フレコンの規格設定等を実施

規制改革推進会議 農林水産WG（3回）

（令和2年1月～4月）

規制改革実施計画

（令和2年7月）

消費者委員会 食品表示部会

（令和2年10月～令和3年1月）

検討会の結論に基づき、サンプリング方法、量目の検査、検査証明方法等の見直しを順次措置

農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会（8回）

（令和2年9月～令和3年5月）

機械鑑定に係る技術検討チーム（3回）

（令和3年6月～令和3年11月）

サンプリング方法の見直しに関する有識者からの意見聴取

（令和3年8月、11月）

スマート・オコメ・チェーンコンソーシアムの設置・運営

（令和3年6月～令和6年3月）

農産物検査規格検討会

（令和3年12月）

※農産物検査法に基づき規格改正の具体的内容を審議・了承

(参考) 農産物検査の見直し (概要) ① (令和元年～令和2年)



【農産物規格・検査に関する懇談会中間論点整理を踏まえた見直し】

【検査場所の緩和】

〔令和元年7月省令改正〕

検査場所に係る手続を簡素化し、農業者の庭先での検査が柔軟にできるよう改善。

- ◆ 大規模農業者等における検査場所への農産物の運搬等に関する経費の大幅な削減
- ◆ 約1千～6千円／トンの削減

【検査試料抽出の効率化】

〔令和元年7月告示改正〕

オートサンプラーにより、1万分の1の試料を抽出できる場合は、その試料で検査を可能とした。

- ◆ 事前に試料採取ができることから、検査員等の手間が削減でき、検査業務の円滑化・迅速化
- ◆ 紙袋から試料を採取する時間と比べて約4割短縮

【検査事務の効率化】

〔令和元年7月省令・告示改正〕

登録検査機関からの検査結果の報告について、報告回数や内容を簡素化。

- ◆ 検査繁忙期の事務負担軽減により、円滑な検査実施に寄与
- ◆ 米穀の報告回数を半減
(18回→9回)
- ◆ 報告期限の緩和
(報告期限3日→10日)

【穀粒判別器の活用】

〔令和元年11月告示改正〕

農産物検査の高度化を進めるため、一部項目は目視に代えて穀粒判別器による鑑定も可能とするよう見直し。

- ◆ 検査員による検査のバラツキを低減
- ◆ 品位(等級)とは別に測定データによる情報提供が可能

【異種穀粒規格の簡素化】

〔令和2年3月告示改正〕

粳摺り機や色彩選別機の性能向上等により、麦の混入が大幅に減少したことから、水稻うるち玄米の異種穀粒の区分(もみ・麦・その他)を統合。

- ◆ 水稻うるち玄米の規格を見直し
- ◆ 今後とも、時代の変化を踏まえ、規格を見直す

【推奨フレコンの規格設定】

〔令和2年6月告示改正〕

ドライバーが不足する中、フレコン化を推進し、玄米流通の合理化につながる推奨フレコンの規格を設定

- ◆ フレコンは紙袋に比べて積み下ろし時間が、1/2から1/3に短縮
- ◆ フレコン化により、紙袋に比べて包装の経費や荷造りの削減

農産物検査の見直し（概要）②（令和3年～）

- 農産物検査が農産物流通の現状や消費者ニーズに即したものとなるよう、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」で議論を重ね、令和3年5月に「とりまとめ」を公表。
- 「とりまとめ」を踏まえ、同年7月にサンプリング方法の見直しを措置したことをはじめ、その他の見直し項目についても実務的・技術的な作業を順次進め、令和4年2月に機械鑑定を前提とした農産物検査規格等を策定した。現在、生産者及び登録検査機関等への周知を鋭意推進している。

検討会の結論と対応状況

1 機械鑑定を前提とした農産物検査規格の策定（令和4年産米から適用）

措置済

現行の規格とは別に、「機械鑑定を前提とした規格」を策定することを決定。

今後は、実務家による機械鑑定に係る技術検討チームを速やかに設置し、技術的事項を整理した上で、機械鑑定用の検査規格を設定・公表（令和4年産米の検査から適用）。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

2 サンプリング方法の見直し（令和3年産米から適用）

措置済

検査コスト低減に向け、サンプリング方法の簡素化を決定。

今後は、標準抽出方法を見直し、令和3年産米の検査から適用。

→ 令和3年7月に標準抽出方法（告示）を改正

3 スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定（令和5年産米から適用）

措置済

コメのスマートフードチェーンの構築と、これを活用したJAS規格を民間主導により策定することを決定。

今後は、生産者・実需者・企業等が参加するコンソーシアムを設置し、海外調査、JAS規格原案の策定等を経て、令和5年産米からの実現を目指す。

→ 令和6年3月にコメのスマートフードチェーンのシステム構築、「フードチェーン情報公表農産物JAS」に係る米の規格を制定。

4 農産物検査証明における「皆掛重量」の廃止（令和3年産米から適用）

措置済

現在の農産物検査における量目の検査について、「皆掛重量」の証明を廃止し、「正味重量」のみの証明とすることを決定。

今後は、令和3年産米からの適用を念頭に、規則の改正など必要な手続きを進める。

→ 令和3年7月に農産物検査法施行規則（省令）を改正して「皆掛重量」の証明を廃止

農産物検査の見直し（概要）②（令和3年～）



5 銘柄の検査方法等の見直し （令和4年産米から適用）

措置済

銘柄の検査について、現在の目視による鑑定から書類による審査に見直す。

また、現在、都道府県毎に検査を受けられる品種を指定する「産地品種銘柄」に加え、全国一本で品種を指定する「品種銘柄」を設定し、「産地品種銘柄」に指定されていない品種も検査を受けられるよう見直す。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

6 荷造り・包装規格の見直しについて （令和4年産米から適用）

措置済

荷造り・包装規格について、現行の規格で認められていない新素材の包装容器が活用できるよう、新規格を制定する。

ひきさき ひっぱり

また、新規格は、原則として引裂強さ、引張強さ、伸び、落下試験、防滑性試験について規格項目とし、その具体的な内容・数値を検証した上で、令和3年中に農産物検査規格を改正する。

→ 令和4年2月に農産物検査規格を改正

その他措置済の事項

7 AI画像解析等による次世代穀粒 判別器の開発【令和3年度予算措置済】

措置済

令和3年度予算で「AI画像解析等による次世代穀粒判別器の開発」を措置。

「穀粒判別器から取得される米の画像・検査データの農業データ連携基盤（WAGRI）等への蓄積」「ビッグデータと連動する次世代穀粒判別器の開発」「AI画像診断によるデータに基づく取引を提案するプログラムの実装」などの研究を推進（令和7年度まで）。

→ 令和3年度より研究開発を開始

8 農産物検査を要件とする補助金・ 食品表示制度の見直し【令和2年度措置済】

措置済

ゲタ・ナラシ対策等の補助金について、農産物検査に代わる手法により、補助金の助成対象数量を確認したものも支援対象となるよう制度を改正。

また、食品表示制度についても、農産物検査を受けなくても、根拠資料の保管を要件とすることにより、産地・品種・産年の表示を可能するよう制度を改正（消費者庁において措置）。

→ 補助金の交付要綱、食品表示基準を改正して令和3年度より適用

規制措置の法制化（物流効率化法等の改正、令和6年4月26日成立、5月15日公布）

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 物流の効率化、商慣行の見直し、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境を整備。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

○①**荷主***1（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*1元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、大臣認定事業の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

○**運送契約**の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*2。

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿**の作成を**義務付け**。

○下請事業者への**発注適正化**について**努力義務***3を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程**の作成、**責任者**の選任を**義務付け**。

*2・3 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

【貨物自動車運送事業法】

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を**義務付け**。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【貨物自動車運送事業法】

【目標・効果】物流の持続的成長

【KPI】施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

○積載率向上による輸送能力の増加

年間125時間/人削減

16パーセント増加

新物効法の規制措置の内容

○ 荷主・物流事業者に対し、**荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等**を努力義務化。

すべての事業者 2025年4月施行

○①**荷主***（発荷主、着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

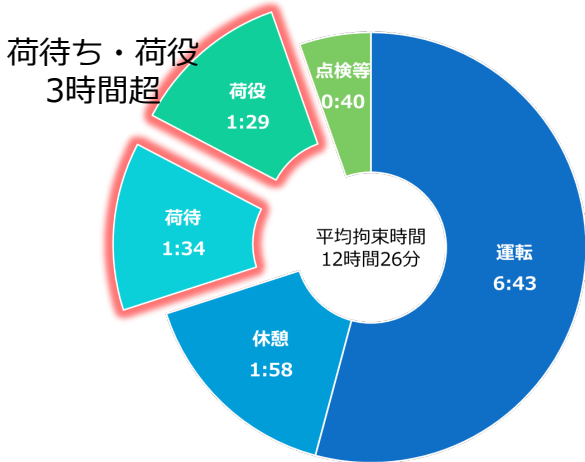
一定規模以上の事業者 2026年4月施行（想定）

○上記①②の事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画の作成や定期報告等を義務付け**、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

*特定荷主：第一種荷主、第二種荷主それぞれの立場で取扱貨物の重量が年間9万トン以上

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】【荷主等が取り組むべき措置の例】



取り組むべき措置	判断基準（取組の例）
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役等時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載効率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

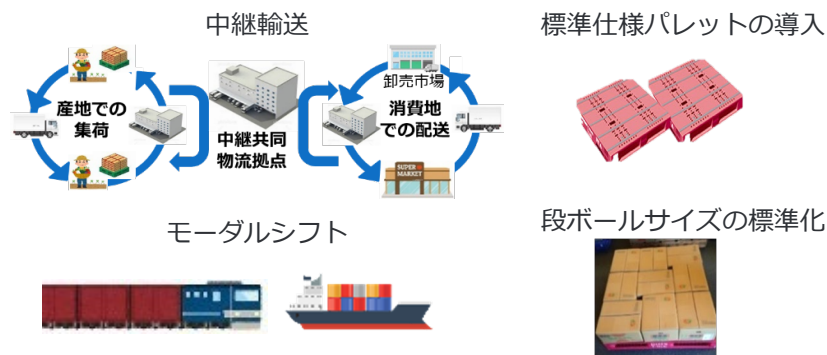
物流革新に向けた農林水産分野における対応策

- 対応策は、①長距離輸送の削減、②荷待ち・荷役時間の削減、③積載率の向上・大口ロット化、④トラック輸送への依存度の軽減の4類型。

対応策の4類型

	対策の類型	手法の具体例
トラック輸送	①長距離輸送の削減	・ 中継輸送（※） ・ 集荷・配送と幹線輸送の分離
	②荷待ち・荷役時間の削減	・ 標準仕様パレットの導入 ・ トラック予約システムの導入
	③積載率の向上・大口ロット化	・ 共同輸送（※） ・ 段ボールサイズの標準化
その他	④トラック輸送への依存度の軽減	・ 鉄道・船舶へのモーダルシフト

（※）あわせてコールドチェーンの確保（予冷設備の整備等）が必要



現在の取組・支援策

対象	取組・支援策
荷主事業者 物流事業者	○ 「自主行動計画」の作成 ・ 青果物、花き等の分野や、生産者、卸売業等の業種ごとに、物流改善に向けた「自主行動計画」を作成。計画に沿って取組を実践。
産地	○ 強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設） ○ 持続的生産強化対策事業 ・ 産地の集出荷貯蔵施設等の整備、パレタイザー導入に係る施設の改修等。
産地 卸売市場 物流事業者等	○ 持続可能な食品等流通緊急対策事業 ○ 持続可能な食品等流通対策事業 ・ 中継輸送、標準仕様パレットの導入、共同輸送、モーダルシフト等の実証及び設備・機器の導入。
卸売市場	○ 強い農業づくり総合支援交付金（卸売市場） ・ 物流の効率化に資する卸売市場、共同物流拠点の整備・機能強化。

農林水産品・加工食品分野の物流標準化

- これまでに、**青果物、花き、水産品、加工食品**それぞれの分野において、**物流標準化ガイドライン等を策定済み**。それぞれの品目ごとの特性を踏まえつつ、物流標準化の取組を推進。

	策定期限、名称	標準パレット等(単位:mm)	外装等 (単位 : mm)	その他
青果物	令和5年3月 青果物流通標準化ガイドライン	サイズ：原則1,100×1,100 材質：プラスチック製を推奨 運用：レンタルが基本	・最大平面寸法は1,100×1,100 ・パレットからはみ出さないよう積付け ・最大総重量は1トン ・荷崩れ防止は、湿気による品質劣化を回避する方法とする。 ・実証等を行った品目ごとに標準段ボールサイズを設定、導入産地拡大推進	・納品伝票の電子化 ・コード体系の標準化 ・トラック予約システムの導入 ・卸売市場の場内物流改善推進体制の構築
花き	令和5年3月 花き流通標準化ガイドライン	<台車> フル台車： W1,055×D1,285×H2,068 ハーフ台車： W520×D1,280×H1,900 <パレット> サイズ：1,100×1,100	・標準パレットに合うサイズの横箱段ボールの使用を推奨 ・ただし、品目特性を踏まえ、縦箱段ボールの使用も可とする ・検品作業等が効率的になるよう、ラベル等の表示の向きを揃えた積み付けモデルを推奨	・ペーパーレス化、データ連携を前提とし、帳票の標準項目を定める
水産物	令和6年3月 水産物流通標準化ガイドライン	サイズ：1,100×1,100 材質：プラスチック製を推奨 管理：パレット管理責任者の配置等	・箱のサイズは1,100×1,100のパレットに合うサイズを推奨 ・箱の材質は、発泡スチロールのリサイクルの観点から、①シール又はテープはポリスチレン素材、②リサイクルが不可能な外装や不用な包装は控える、③色は白で統一等の産地への要請を推奨	（多種多様な魚種・箱サイズに対応した、一定の合理性が認められる積み付けパターンを参考として活用）
加工食品	令和2年3月 加工食品分野における物流標準化アクションプラン	サイズ：1,100×1,100 1,200×1,000	<外装サイズ> T11型：底面275×220を基本 T12型：底面300×200を基本 高さは210（5段積みを想定） <外装表示> ・表示内容・位置・フォントの標準化（側面4面表示 等）	・納品伝票の標準化 ・コード体系・物流用語の標準化

農産物・食品分野における「自主行動計画」の策定状況（令和6年9月26日時点）

- 農産物・食品等分野においては、**70以上の団体・事業者が「自主行動計画」を策定。**
- **製・配・販が協調**して、物流の負荷軽減に取り組み。

業種・分野	自主行動計画の作成団体
農業等 (16)	全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、協同組合日本飼料工業会、菊池地域農業協同組合、あしきた農業協同組合、熊本果実農業協同組合連合会、一般社団法人中央酪農会議、苓北町農業協同組合、玉名農業協同組合、全国複合肥料工業会・日本肥料アンモニア協会、熊本県経済農業協同組合連合会、八代地域農業協同組合、鹿本農業協同組合、鹿児島県経済農業協同組合連合会、松山中央市場、球磨地域農業協同組合
食品製造業 (46)	一般社団法人日本即席食品工業協会、一般社団法人日本パン工業会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、一般社団法人全国包装米飯協会、食品物流未来推進会議（SBM）（味の素株式会社、カゴメ株式会社、キッコーマン食品株式会社、キューピー株式会社、日清オイリオグループ株式会社、株式会社日清製粉ウェルナ、ハウス食品株式会社、株式会社Mizkan）、日本ビート糖業協会、日本スターチ・糖化工業会、一般社団法人日本冷凍食品協会、三和酒類株式会社、宝酒造株式会社、霧島酒造株式会社、全日本菓子協会、全日本糖化工業会、精糖工業会、株式会社ロッテ、一般社団法人日本乳業協会、ヤマサ醤油株式会社、亀田製菓株式会社、一般社団法人日本植物油協会、日清オイリオグループ株式会社、株式会社J-オイルミルズ、株式会社ブルボン、アサヒ飲料株式会社、キリンビバレッジ株式会社、サントリーホールディングス株式会社・サントリー株式会社・サントリー食品インターナショナル株式会社、株式会社伊藤園、一般社団法人全国清涼飲料連合会、一般社団法人日本冷凍めん協会、ビール酒造組合、アサヒビール株式会社、オリオンビール株式会社、キリンビール株式会社、サッポロビール株式会社、森永製菓株式会社、丸大食品株式会社、ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社、不二製油株式会社、ガイドードリンコ株式会社、カルビー株式会社、株式会社ニッスイ、メルシャン株式会社、株式会社不二家、昭和産業株式会社、日本マーガリン工業会、株式会社ニチレイフーズ、江崎グリコ株式会社
食品卸売業 (11)	日本花き卸売市場協会、一般社団法人日本外食品流通協会、一般社団法人日本加工食品卸協会、全国中央市場青果卸売協会、株式会社神明、木徳神糧株式会社、一般社団法人日本給食品連合会、全国給食事業協同組合連合会、全国青果卸売協同組合連合会、一般社団法人全国水産卸協会、公益社団法人日本食肉市場卸売協会
食品小売業 (3)	オール日本スーパーマーケット協会・一般社団法人全国スーパーマーケット協会・一般社団法人日本スーパーマーケット協会、日本チェーンストア協会、日本生活協同組合連合会

自主行動計画の記載例

- ① 荷役時間の削減に向け、青果物・花き等、品目別のガイドラインに従って、**標準仕様パレットの活用。**
（JA全農など）
- ② **納品リードタイムを延長**することで効率的な配送計画を実現。**加工食品の小売店舗への納品限度**について、**原則1/2ルール。**
（日本ハム・ソーセージ工業協同組合、日本加工食品卸協会など）
- ③ 他の荷主との車両の相互活用や積合せ輸送など**共同輸配送を推進**し、積載率を向上。
（食品物流未来推進会議（SBM）など）
- ④ 「事前出荷情報」データをあらかじめ送信することにより、**検品レス**を実現。**電子システム（EDI）による受発注**を推進し、作業を効率化。
（日本加工食品卸協会など）

農産物流通等事業に係る事業再編 又は事業参入の促進等

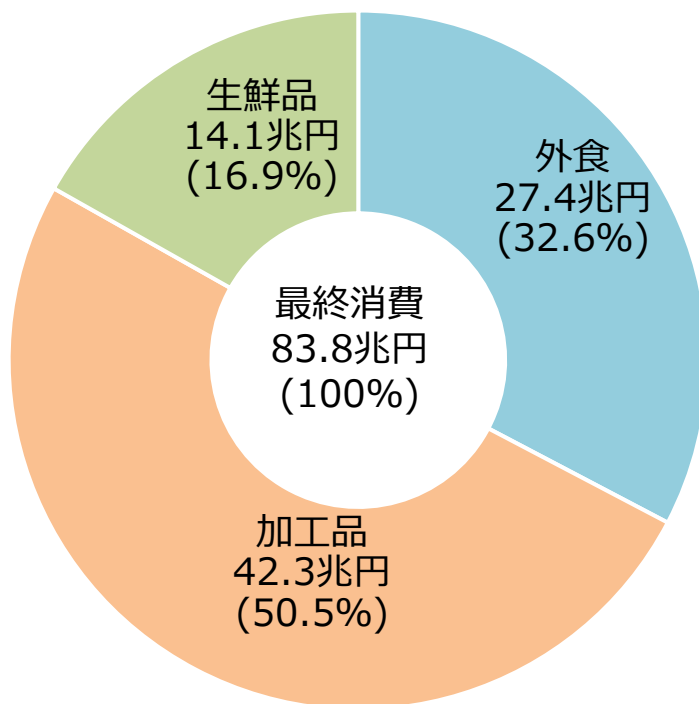


飲食料向け消費支出等の状況

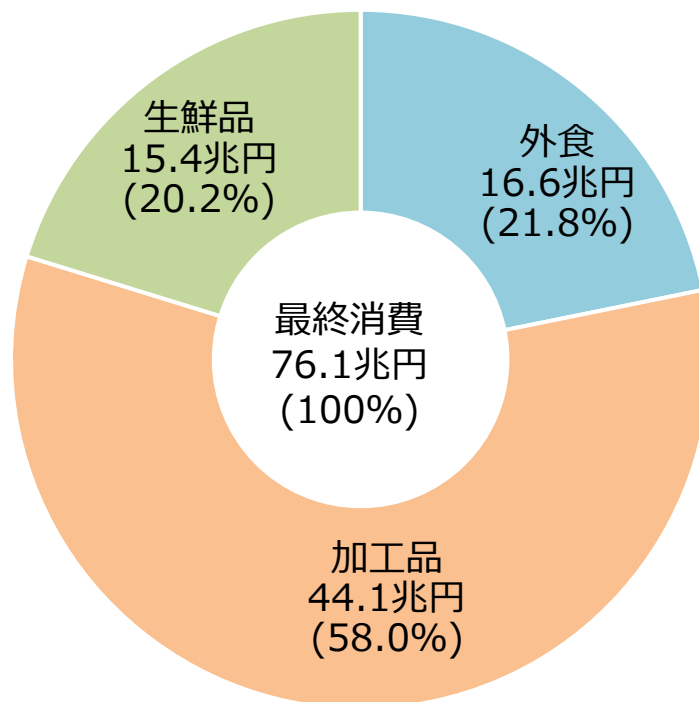
- 日本の食料消費の傾向としては、高齢者世帯や共働き世帯の増加を背景に、調理食品や外食の利用機会が増加しており、飲食料の消費支出に占める外食と加工品を加えた割合が約8割となっている。
- 新型コロナウイルス感染症が流行した2020（令和2）年は、学校の休校や外出自粛、インバウンド需要の減少等により、外食事業者を始め、食料消費全体が低下した。一方、感染症の拡大に伴い、外出自粛に伴う家庭内消費が増加し、米等の生鮮品や、パスタ、冷凍食品等の加工品の消費が増加した。

【飲食料の国内最終消費額の仕向け先内訳】

2015（平成27）年



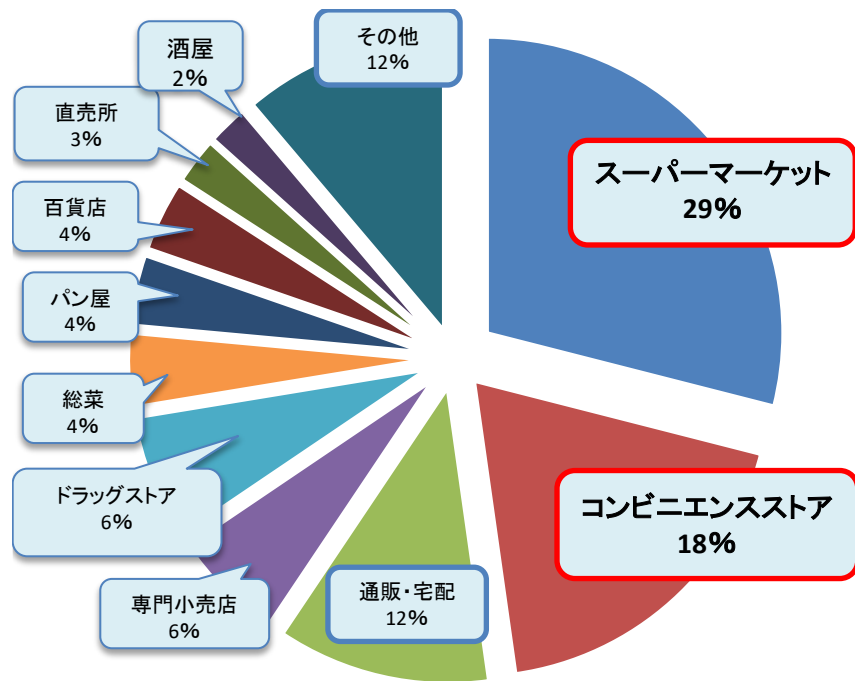
2020（令和2）年



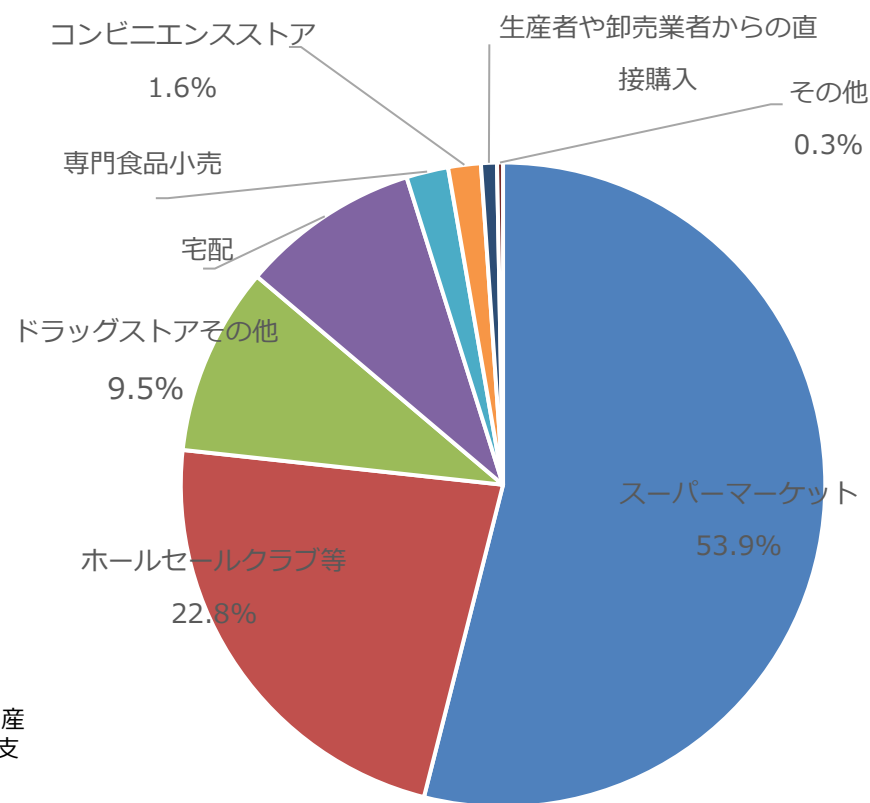
業態別の食品販売シェア

- 日本の食品小売等の業態別の食品販売シェアは、スーパーマーケットが約3割、コンビニエンスストアが2割弱であり、その他多様な業態の小売業が参入している。
- 米国の食品販売シェアは、スーパーマーケットのシェアが5割を超え、ホールセールクラブ等の大規模店舗の割合も大きく、異業態の小売業参入割合は日本と比べると低い。

【日本の業態別食品販売シェア（試算）】



【（参考）米国の業態別食品販売シェア】



出典：

- 各種統計から主要な食品小売業の飲食料品の売上高を合計し、市場規模を算出（約41兆円）。※産業連関表による最終消費額は、業態別の各種統計では捕捉できない政府や民間非営利団体の消費支出等を含むため、市場規模は一致しない。
- 内訳のうち、スーパー、コンビニ、百貨店、ドラッグストアは商業動態統計（R6経産省、R5データ）、青果店等の専門小売店や通販・宅配は経済センサス（R3年）、直売所は6次産業化総合調査（農水省、R4年度）から算出。
- 専門小売店は、青果、鮮魚、精肉、米穀、飲料、豆腐、牛乳、乾物、茶類の各専門小売業の合計。
- 宅配に厚労省消費生活協同組合（連合会）実態調査結果表から算出した生協の食品供給事業高（R4年、推計値）を含む。

出典：USDA ERS, Food Expenditures, (2023)
Nominal food and alcohol expenditures, with taxes and tips, for all purchasers

青果物等の仕入れ先割合

○日本の食料品流通は、全般的に卸売市場経由率が高いという特徴があり特に青果物は全体の5割強、国産に限れば8割弱が卸売市場を經由。

○米国の青果物流通は、大規模・小規模小売共にグロワー・シッパー※と呼ばれる中間業者経由が主流。

※**グロワー・シッパー**：大規模な自社農場を有し、契約農場からの販売委託を受けて、自社農場と併せて契約農場の生産物の選果・パッキング、マーケティング及び集出荷販売までを行う者。近隣の生産者を束ねるだけでなく、国内外の産地と連携し、通年供給ができる体制を整えているグロワー・シッパーも多い。

【日本の食品流通における品目別卸売市場経由率（2021）】

	市場経由率
青果	54%
（うち 国産青果	76% ）
水産	46%
食肉	8%
花き	75%

出典：卸売市場データ集（令和5年度版）

【米国の小売業者・小売向け卸売業者の青果物の仕入れ先割合（2023）】

種別	大規模小売	小規模小売
グロワー・シッパー等	73.0%	46.5%
食品ブローカー	14.0%	11.5%
青果物卸売業者※	10.0%	32.0%
食品卸売業者	1.0%	9.0%
その他	2.0%	1.0%

※青果物卸売業者の青果物の仕入れ先割合

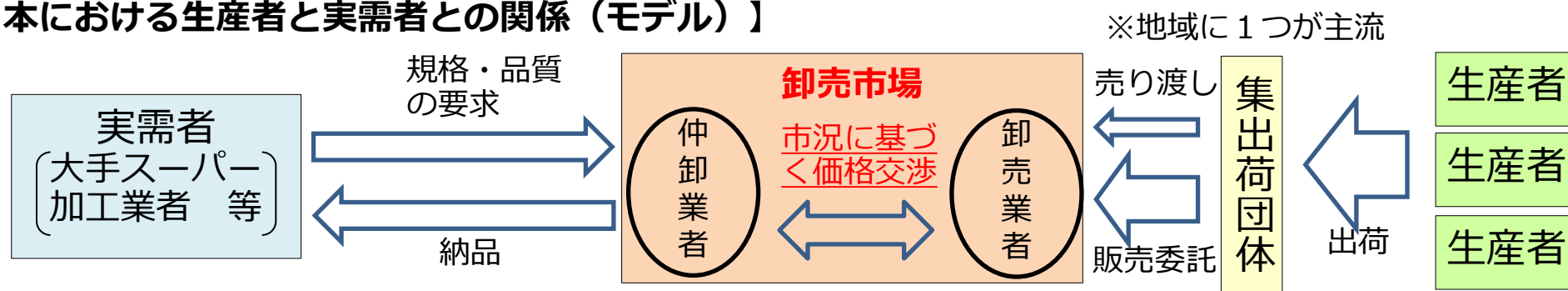
グロワー・シッパー等	79%
食品ブローカー	12%
他の青果物卸売業者	8%
その他	1%

出典：
Dyson Cornell SC Johnson
College of Business
からのヒアリング情報
（参考元：
<https://dyson.cornell.edu/outreach/extension-bulletins/>）

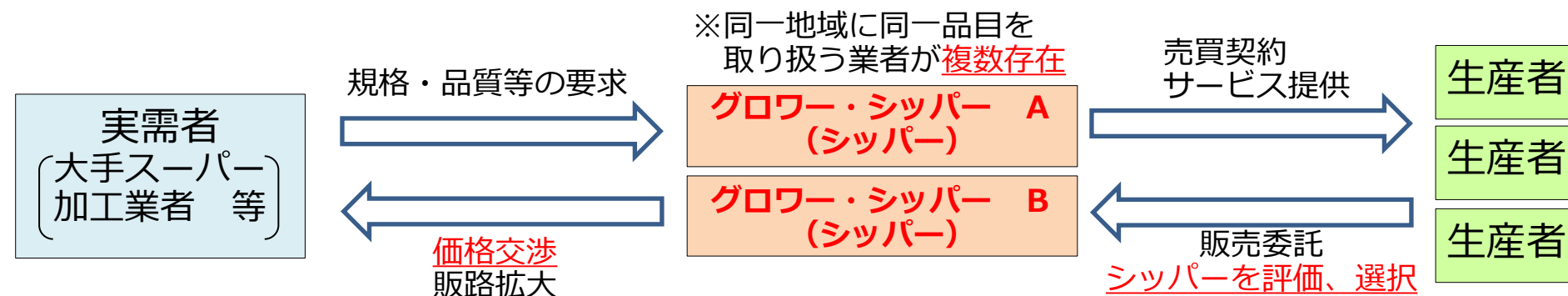
生産者と実需者との関係

- 卸売市場流通が主流の日本では、卸売市場が生産者・実需者間の需給調整、代金決済等の調整機能を発揮。
- 直接取引が主流の米国では、実需者側の大規模化に呼応する形で生産者側も大規模化。生産者を取りまとめ、生産者側の利益を代弁するグロワー・シッパーの役割が大きく、生産者側の販路の拡大や価格交渉力を強化。
 - ・グロワー・シッパーは実需者が求める規格・品質等を満たす生産者を生産者と契約。
 - ・同一地域内で同一品目を対象とするグロワー・シッパー間の競争が存在。生産者との契約は、単年の販売委託が主流。生産者への利益還元等に応じて複数のグロワー・シッパーと契約するなど、生産者がグロワー・シッパーを評価して選択する構図。

【日本における生産者と実需者との関係（モデル）】



【米国における生産者と実需者との関係（モデル）】



（注）本図は卸売市場を経由した取引と、グロワー・シッパーが仲介する取引の違いを簡潔にモデル化したものであり、日米両国の取引形態が全てこれに整理されるものではない。

食品製造業の動向（規模別）

- 食品製造業の動向に従業員数規模別に直近5年間でみると、事業所数は、従業員数29人以下の小規模事業所が大幅減少した一方、30～49人規模や100～199人規模といった、中規模の事業所数は増加（従業員数も規模別では同様の傾向）。
- 一方で、出荷額については、小規模事業所においても事業所数ほど減少しておらず、一人当たり出荷額の増加は小規模ほど大きい。
- なお、一人当たり出荷額は、100～199人規模が最大で、それ以上大規模になるとやや減少するが、これは大規模事業所にパン・菓子、惣菜等の労働集約的な業種が多いことが要因と考えられる。

食品製造業の動向（従業員数規模別、10人以上の事業所）

事業所の従業員数	事業所数			従業員数（千人）			出荷額（十億円）			一人当たり出荷額（百万円）		
	2018年	2023年	変化率	2018年	2023年	変化率	2018年	2023年	変化率	2018年	2023年	変化率
10人～19人	6,096	4,888	-20%	84	68	-19%	1,308	1,374	5%	15.5	20.1	29%
20人～29人	3,523	3,080	-13%	87	76	-13%	1,771	1,733	-2%	20.4	23.0	13%
30人～49人	2,372	2,542	7%	93	99	6%	2,275	2,660	17%	24.4	26.8	10%
50人～99人	2,501	2,489	0%	176	174	-1%	5,153	5,630	9%	29.2	32.3	10%
100人～199人	1,485	1,593	7%	206	220	7%	6,273	7,290	16%	30.5	33.1	8%
200人～299人	510	515	1%	123	125	2%	3,504	3,811	9%	28.5	30.4	7%
300人～499人	400	395	-1%	150	151	0%	4,099	4,327	6%	27.3	28.7	5%
500人～999人	193	191	-1%	126	125	-1%	3,207	3,196	0%	25.4	25.6	1%
1000人以上	36	30	-17%	45	39	-11%	919	1,014	10%	20.6	25.7	24%
計	17,116	15,723	-8%	1,090	1,078	-1%	28,510	31,035	9%	26.2	28.8	10%

資料：総務省・経済産業省「2018年工業統計表」、「2023年経済構造実態調査」
注：2018年は個人事業所を含めた調査のため、個人事業所が僅かと考えられる従業員10人以上の規模

食品製造業の動向（業種別①）

- 食品製造業の動向を業種別に直近5年間でみると、統計手法の違いに留意は必要であるものの（注）、豆腐・油揚げ、めん類、パン・菓子製造業等において、事業所数が大幅減少した一方、レトルト食品、冷凍調理食品、動植物油脂製造業の事業所数が増加。（従業員数も同様の傾向にあるが、事業所数ほど大きい変化率ではない）
- 出荷額については、食の外部化への対応や食材価格の上昇等により、動植物油脂、レトルト食品、冷凍調理食品、畜水産食料品等の業種で増加。一人当たり出荷額についても、こうした業種のほか、豆腐・油揚げで増加率が高い。

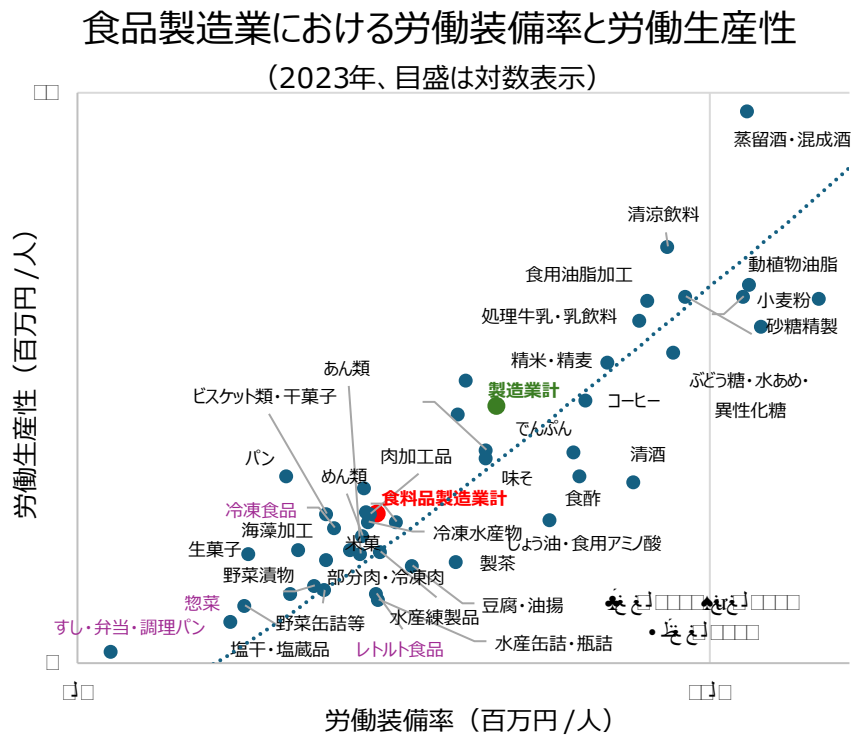
食品製造業の動向（業種別）

	事業所数			従業者数（人）			出荷額（十億円）			一人当たり出荷額（百万円/人）		
	2018年	2023年	変化率	2018年	2023年	変化率	2018年	2023年	変化率	2018年	2023年	変化率
食料品製造業	17,116	15,723	-8%	1,090,021	1,077,885	-1%	28,510	31,035	9%	26.2	28.8	10%
畜産食料品製造業	2,071	2,084	1%	160,333	164,742	3%	6,683	7,326	10%	41.7	44.5	7%
水産食料品製造業	3,541	3,146	-11%	128,846	124,374	-3%	3,256	3,670	13%	25.3	29.5	17%
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	1,070	939	-12%	42,437	40,320	-5%	791	765	-3%	18.6	19.0	2%
調味料製造業	907	829	-9%	48,970	46,877	-4%	2,010	1,854	-8%	41.0	39.6	-4%
糖類製造業	97	90	-7%	6,450	5,511	-15%	546	537	-2%	84.6	97.4	15%
精穀・製粉業	430	461	7%	13,445	15,112	12%	1,272	1,386	9%	94.6	91.7	-3%
パン・菓子製造業	3,327	2,847	-14%	248,428	238,601	-4%	5,185	5,283	2%	20.9	22.1	6%
動植物油脂製造業	137	147	7%	9,692	10,345	7%	961	1,522	58%	99.1	147.1	48%
その他の食料品製造業	5,536	5,180	-6%	431,420	432,003	0%	7,806	8,690	11%	18.1	20.1	11%
めん類製造業	957	791	-17%	45,577	50,036	10%	1,067	1,170	10%	23.4	23.4	0%
豆腐・油揚げ製造業	494	372	-25%	19,505	16,592	-15%	288	308	7%	14.8	18.6	26%
冷凍調理食品製造業	610	653	7%	49,079	57,377	17%	1,147	1,439	25%	23.4	25.1	7%
そう（惣）菜製造業	641	597	-7%	69,078	67,007	-3%	1,020	1,081	6%	14.8	16.1	9%
すし・弁当・調理パン製造業	806	702	-13%	138,955	121,160	-13%	1,661	1,628	-2%	12.0	13.4	12%
レトルト食品製造業	110	133	21%	8,297	10,880	31%	176	269	53%	21.2	24.7	17%

資料：総務省・経済産業省「2018年工業統計表」、「2023年経済構造実態調査」
注：2018年は個人事業所を含めた調査のため、個人事業所が僅かと考えられる従業員10人以上の規模のみ集計した

食品製造業の動向（業種別②）

- 食品製造業の労働生産性や労働装備率を業種別にみると、すし・弁当・調理パン、惣菜、レトルト食品等の労働装備率が低い（労働集約的な）業種では、労働生産性も低い傾向。こうした業種では、食の外部化等により需要は堅調であるが、柔軟かく不均一といった食品特性、日々変化する少量多品目メニューへの対応等から省力化、自動化に課題。
- 労働生産性は原材料価格の変動等によっても影響を受けるため、労働装備率との短期的な関係は一意ではないが、特に、豆腐・油揚げ、水産食料品、すし・弁当・調理パン、冷凍調理食品等の労働装備率が低水準にある業種においては、労働装備率の上昇とともに労働生産性も改善する傾向。
- 労働力不足の観点からも、事業再編等を契機とした省力化・自動化の推進が求められる。



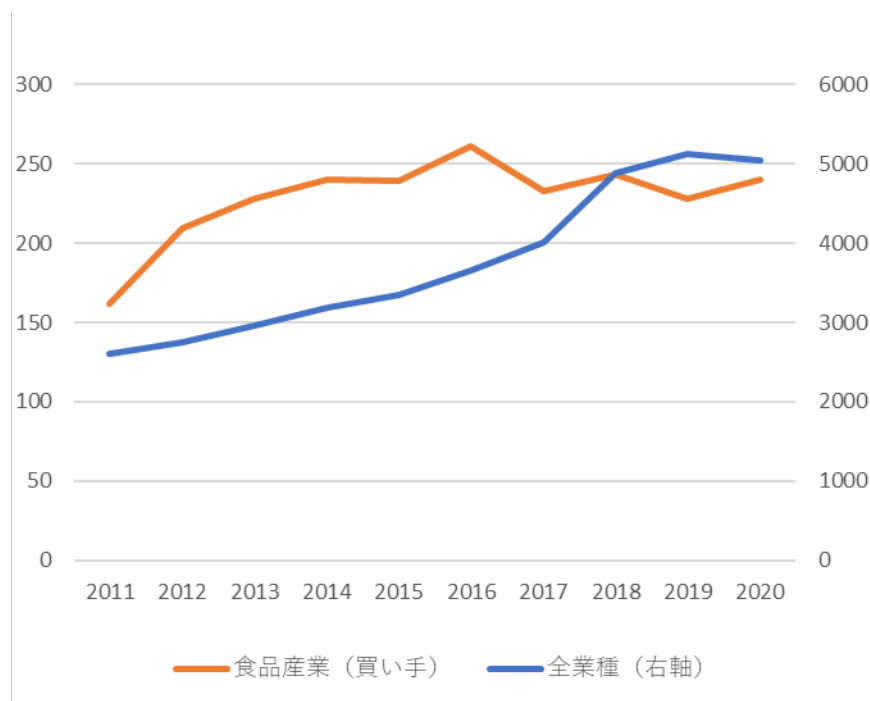
	労働生産性 (百万円/人)			労働装備率 (30人以上の事業所、百万円/人)		
	2018年	2023年	変化率	2018年	2023年	変化率
食品製造業	8.8	9.1	4%	7.6	9.0	19%
畜産食料品製造業	10.4	10.7	3%	9.9	12.4	25%
水産食料品製造業	6.8	7.8	15%	6.6	7.8	18%
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	6.1	6.7	9%	6.7	6.9	3%
調味料製造業	16.3	14.1	-14%	12.9	18.7	45%
糖類製造業	24.7	22.0	-11%	33.6	35.2	5%
精穀・製粉業	17.1	16.1	-6%	26.1	24.4	-7%
パン・菓子製造業	9.8	10.2	4%	6.5	7.6	17%
動植物油脂製造業	20.4	22.6	11%	35.7	30.3	-15%
その他の食料品製造業	6.9	7.2	5%	5.6	6.7	20%
めん類製造業	9.2	8.4	-9%	7.5	8.5	13%
豆腐・油揚げ製造業	6.1	7.4	22%	6.7	10.1	52%
冷凍調理食品製造業	7.8	8.6	11%	6.8	7.6	12%
そう(惣)菜製造業	6.0	5.9	-1%	4.8	5.2	10%
すし・弁当・調理パン製造業	4.7	5.3	12%	3.0	3.4	12%
レトルト食品製造業	6.8	6.7	-3%	6.0	8.9	49%

資料：総務省・経済産業省「2018年工業統計表」、「2023年経済構造実態調査」
備考 1）労働生産性＝付加価値額/従業者数
2）労働装備率＝有形固定資産額/従業者数（※30人以上の事業所のみ）

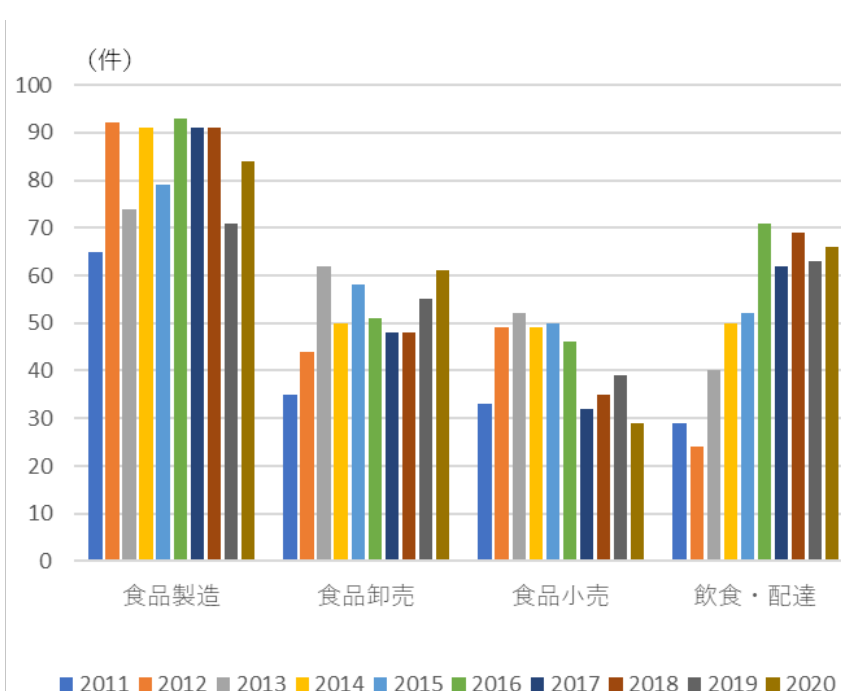
食品業界における事業再編件数の推移（2011～2020年）

○全業種では事業再編件数が増加傾向を続ける中、食品業界においては2016年以降、食品小売での件数減少を主因に業界全体でも減少傾向。

【事業再編案件数の推移】



【業種分類別の案件数の推移】

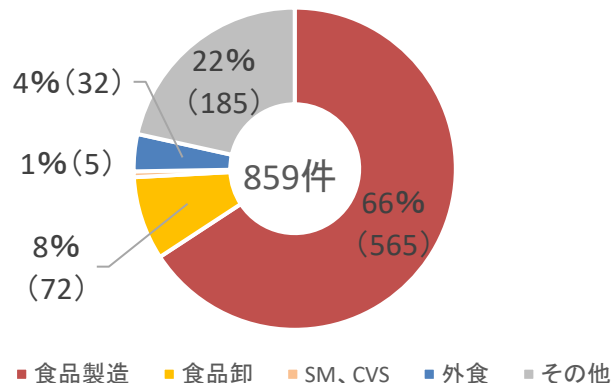


（出所）レコフM&Aデータベース

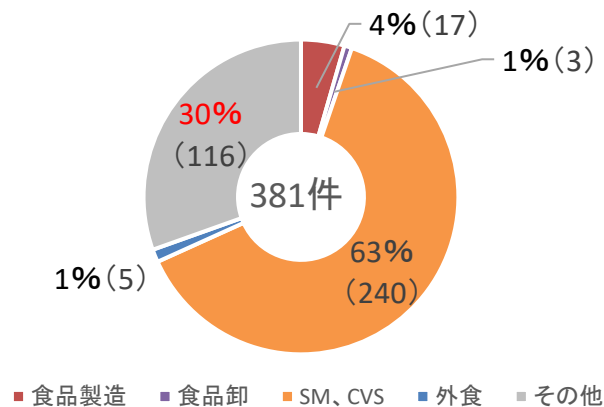
食品業界における事業再編の特徴

○食品業界における事業再編の相手先（2011～2020年の累計）を見ると、6～7割程度が同業種となっており、いわゆる水平型の事業再編が大半を占めている。

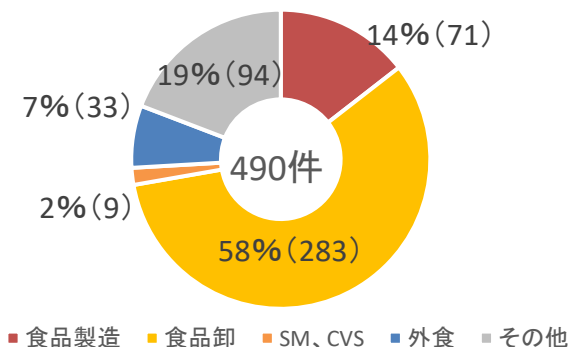
【食品メーカーによる事業再編の相手先】



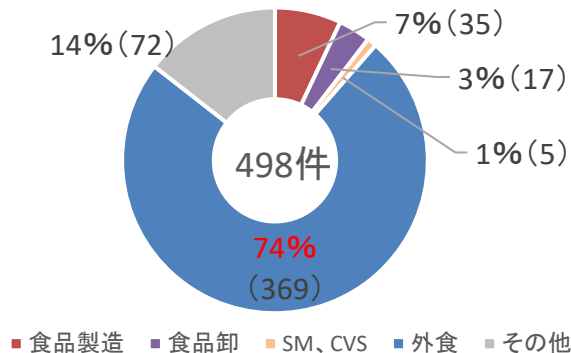
【SM・CVSによる事業再編の相手先】



【食品卸による事業再編の相手先】



【外食事業者による事業再編の相手先】



(注) 事業再編の相手先とは、買収の場合は被買収企業、事業譲渡の場合は譲渡側の企業、資本参加・出資拡大の場合は、出資を受け入れる側の企業を言う。
(資料) レコフM&Aデータベース（マール40分類）

食品小売再編

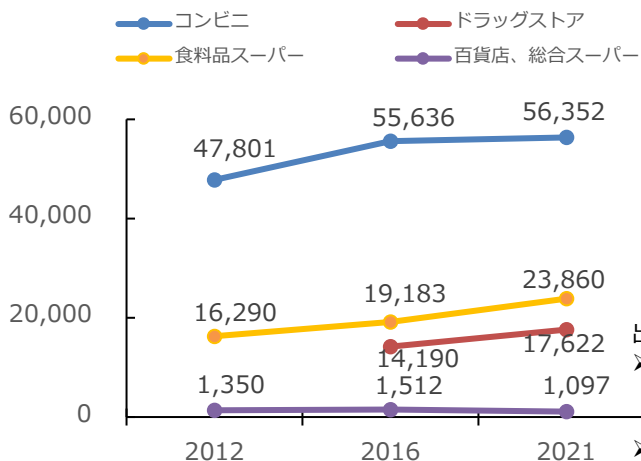
- 日本のスーパー等の上位5社の占めるシェアは、欧米諸国に比べて低位。食品小売の事業所数は、百貨店・総合スーパーマーケットが減少する一方、食料品スーパーマーケットやドラッグストアは増加。コンビニは微増。
- 米国のスーパー等は、1990年代後半～2000年代中旬に統合・大規模化が進展。2012年以降、米国の大手小売企業への売上集中が進むという長期的なトレンドが再開した。この傾向は上位4社の小売業で続いているが、上位20社と上位8社の比率は2018年にわずかに低下。

【スーパー等の上位5社のシェア】

日本	約30%
米国	約40%
英国	約75%
仏国	約85%

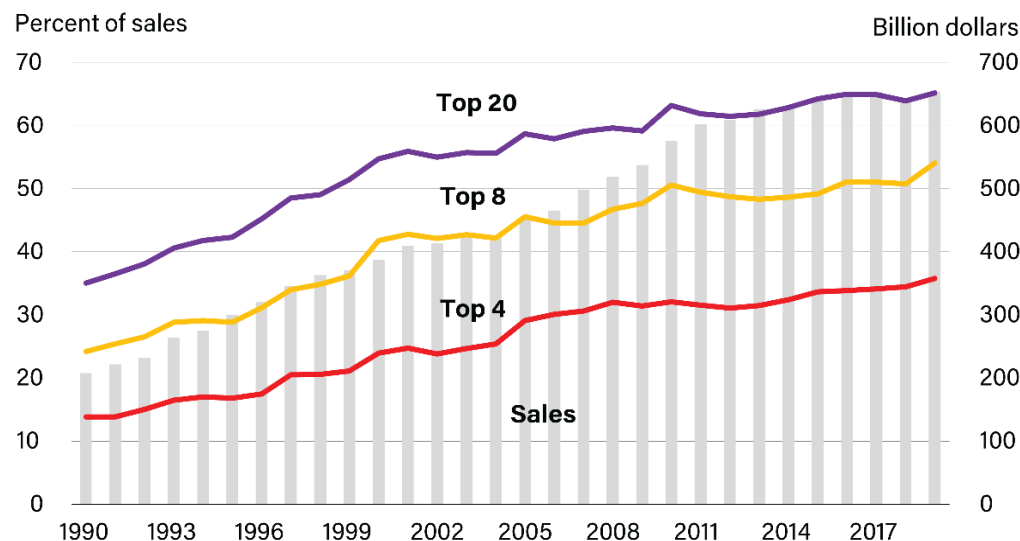
出典：
 日本（ダイヤモンド・チェーンストア, 2024.10月号）
 米国（USDA ERS, Retail Trends., 2019）
 イギリス（Food Statistics Pocketbook, 2024）
 フランス（Kantar Worldpanel, 2024.9）
 ※日本については、系列化・合併等によりグループ化されているため、そのグループ内の各社の数値を合計し、1社として算定。

【日本の食品小売の事業所数の推移】



出典：
 ➤ コンビニ、ドラッグストアについては商業動態統計（経済産業省）を基に作成。
 ➤ 食料品スーパー、百貨店、総合スーパーについては経済センサス（経済産業省）を基に作成。

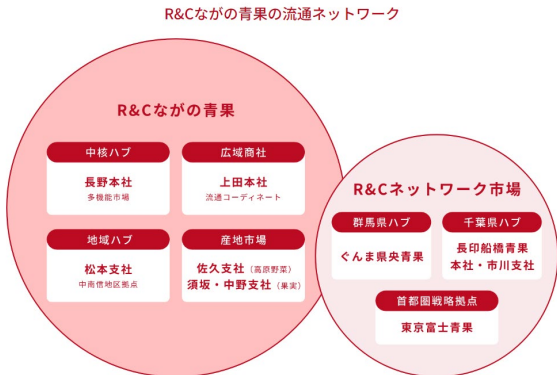
【米国におけるスーパー等の上位社シェアの推移】



出典：USDA ERS, Retail Trends,
<https://www.ers.usda.gov/topics/food-markets-prices/retailing-wholesaling/retail-trends>

中央卸売市場の卸売業者のグループ化などの事例

- これまで青果の卸売業者の合併や事業譲渡は、同一の卸売市場での事例が多かった。
- 近年、業界再編は、複数の卸売業者との広域連携によるネットワーク化や、他業種との連携も含めた動きがみられる。

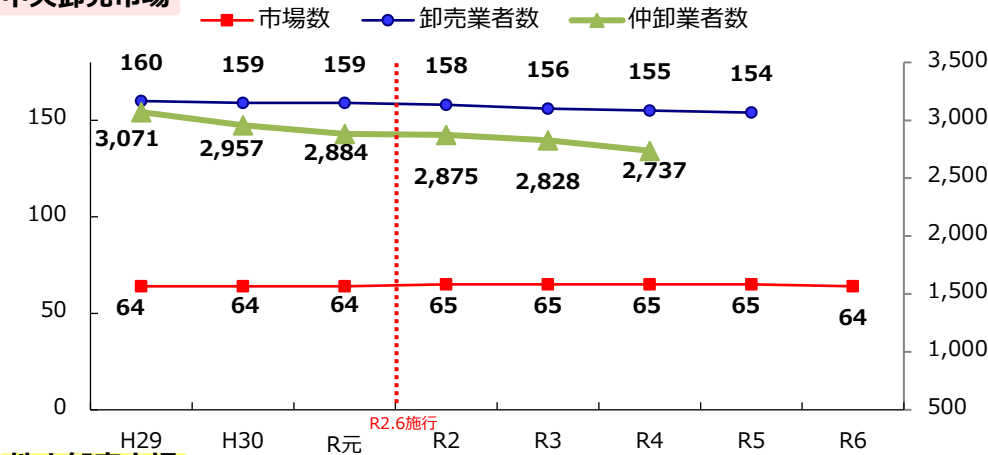
主な業界再編の動き	概要
(株) R&Cながの青果流通ネットワーク	(株) R&Cながの青果は、長野県内6市場と関東圏の4市場を連携させた10市場による一大サプライチェーンを構築。拠点特性を生かした産地リレー、多様な地場青果物の集荷を駆使した提案の差別化など、量的にも質的にも高いマーチャндаイジング機能を提供。  R&Cながの青果の流通ネットワーク図は、R&Cながの青果の本部（中核ハブ、広域商社）とR&Cネットワーク市場（郡馬県ハブ、千葉県ハブ）を結ぶ構造を示している。中核ハブには長野本社（多機能市場）と上田本社（流通コーディネート）があり、広域商社には地城ハブ（松本支社、中野支社）と産地市場（佐久支社、須坂・中野支社）がある。R&Cネットワーク市場には群馬県ハブ（ぐんま県央青果）と千葉県ハブ（長印船橋青果本社・市川支社）があり、首都圏戦略拠点として東京富士青果が位置づけられている。
神明ホールディングスグループのアグリフードバリューチェーン	(株) 神明ホールディングスグループは、米穀の販売、農業支援、青果流通・生産、食品加工、中食・外食、といった食のあらゆる分野において自社グループ企業での運営及び提携先との連携を積極的に行い、生産地から食卓までをつなぐアグリフードバリューチェーンを構築。国内の持続可能な農業生産を実現するために、今後は川上事業における取組をより強化し、農業のプラットフォーマーを目指す。 ○グループ企業 (株)神明 (株)ウーケ (株)Shinmei Delica 浜松米穀(株) (株)神明育種研究所 (株)あかふじファーム菊川ラボ (株)神明アグリノベーション 東果大阪(株) 大同印岡山大同青果(株) 東京中央青果(株) 東京シティ青果(株) シティ青果成田市場(株) (株)雪国まいたけ 名水美人ファクトリー (株)Genki Global Dining Concepts (株)シヨクブン (株)神戸まるかん (株)コダック カネス製麺(株) 上野砂糖(株) ○資本提携、業務提携先 神果神戸青果(株) 熊本大同青果(株) エア・ウォーター(株) (株)ベジテック デリカフーズホールディングス(株)  川上・川中・川下事業のフローチャートは、川上事業（食材を育てる）、川中事業（食品をつくる）、川下事業（食を届ける）の3つの段階を示している。川上事業は米穀、青果、水産、一般食品の生産者支援を、川中事業は米穀加工（パックご飯など）、米加工品（米粉、糖、米油など）、一般食品（スイーツなど）、水産食品の加工、水産物輸入卸売、乾物の製造を、川下事業はおにぎり、お弁当、惣菜、寿司業態などの中食・外食・リテールを提供している。

中央卸売市場の卸売業者の合併等実績

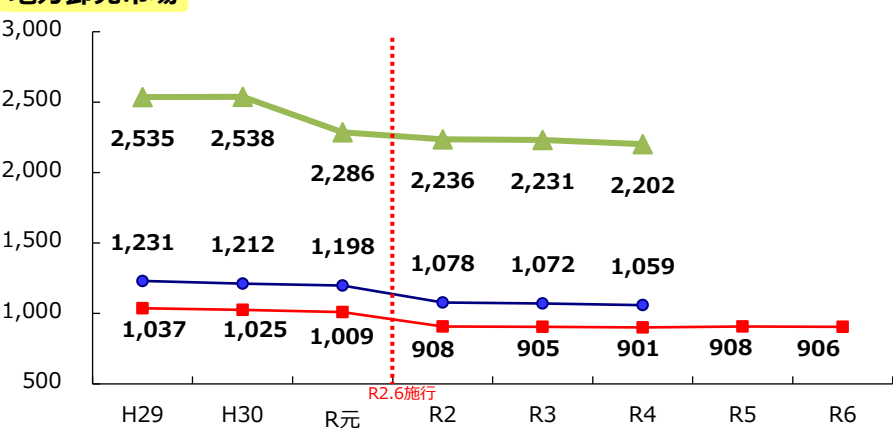
- 卸売業者数及び仲卸業者数は、中央市場、地方市場とも減少傾向。
- 卸売業者の合併は、近年、年間0～3件程度で推移しており、品目は青果が多くを占めている。
- 事業譲渡については、平成24年度は3件、25年度は2件あったものの、26年度以降の実績は無い。

■ 卸売市場数、卸売業者数の推移

中央卸売市場

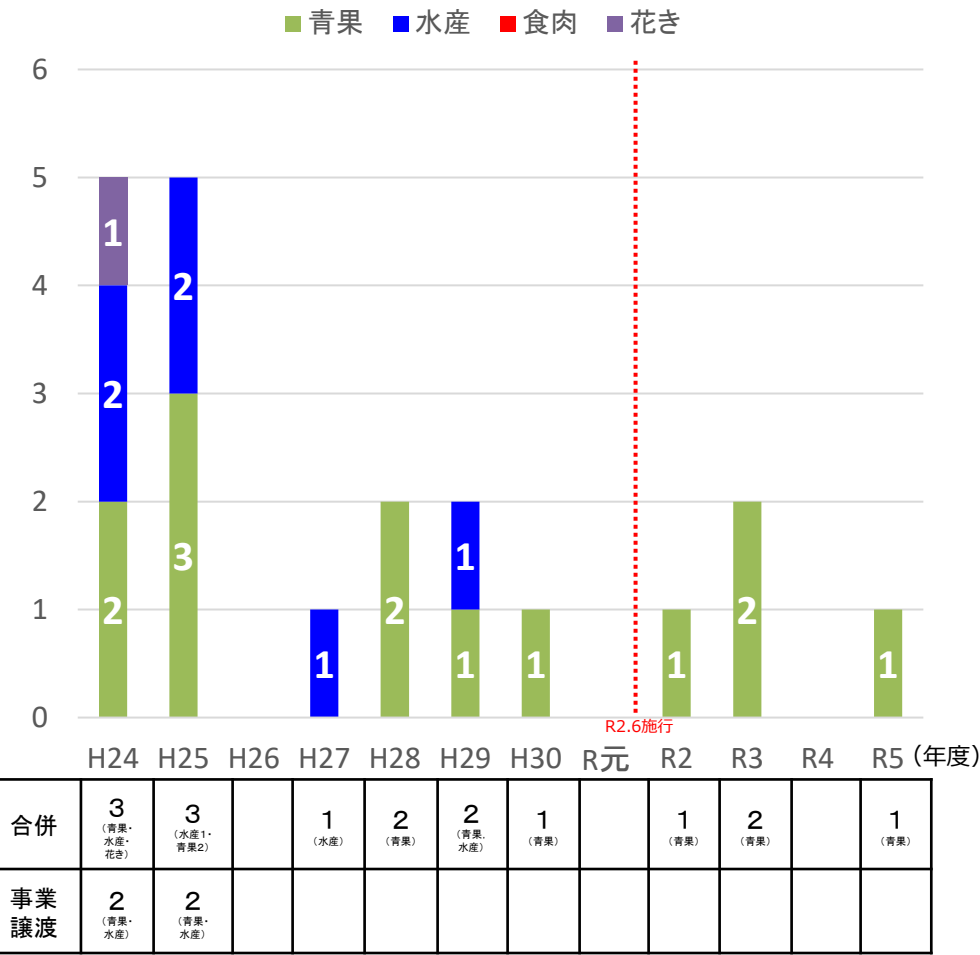


地方卸売市場



資料：農林水産省 卸売市場データ集・農林水産省食品流通課調べ
注）R6のみR6年9月末時点版（R6.4.1に秋田市中央卸売市場（花き部）は地方卸売市場の認定を受けた。）
注）データの無いものは、現時点データがなく未集計。

■ 中央卸売市場の卸売業者の合併・事業譲渡数



資料：食品流通課卸売市場室調べ

中央卸売市場の取引状況（第三者販売、直荷引き、商物分離取引）

- 卸売市場法の改正により、各市場ごとにルール設定が可能となったところ、**7割以上**の中央卸売市場において、**第三者販売**、**直荷引き**、**商物分離取引**の**規制を緩和**。
- **第三者販売**及び**直荷引き**は、**青果で増加**しているものの、**他の品目は大きな変化はない**。
- **商物分離取引**は、**青果は増加傾向**にある一方、**食肉・花きは横ばい**、**水産は減少傾向**にある。

■ 中央卸売市場における規制緩和の状況

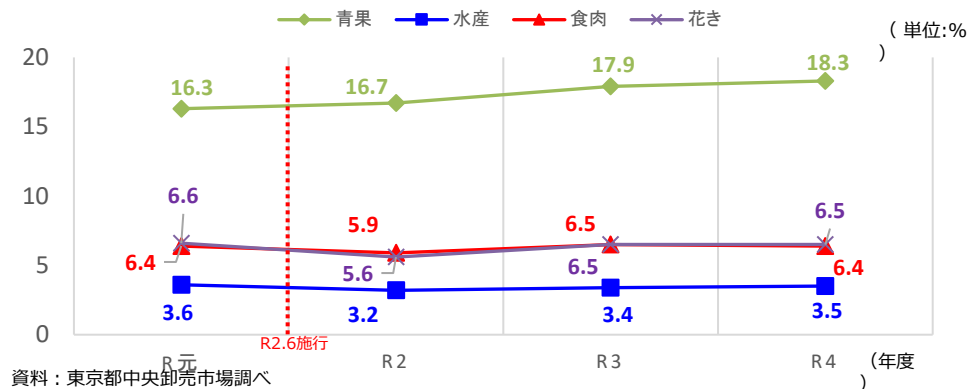
	第三者販売	直荷引き	商物分離取引
自由（規制緩和）・原則自由	72.5%	77.5%	90%
規定なし	5	2	12
事後報告	18	22	19
事後届出	5	7	4
大きな影響がなければ可能	1	0	1
禁止・原則禁止	27.5%	22.5%	10%
	11	9	4

資料：食品流通課卸売市場室調べ

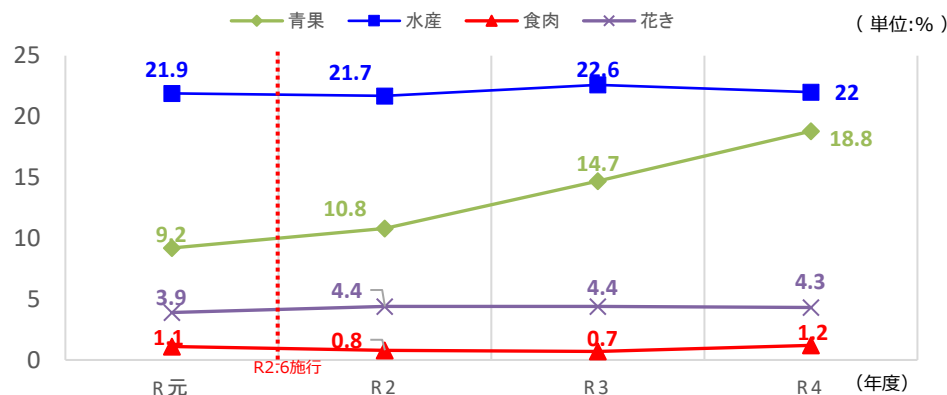
注）中央卸売市場は39開設者であるが、1開設者において部類ごとにルールが異なるため、合計は40。

令和6年10月現在

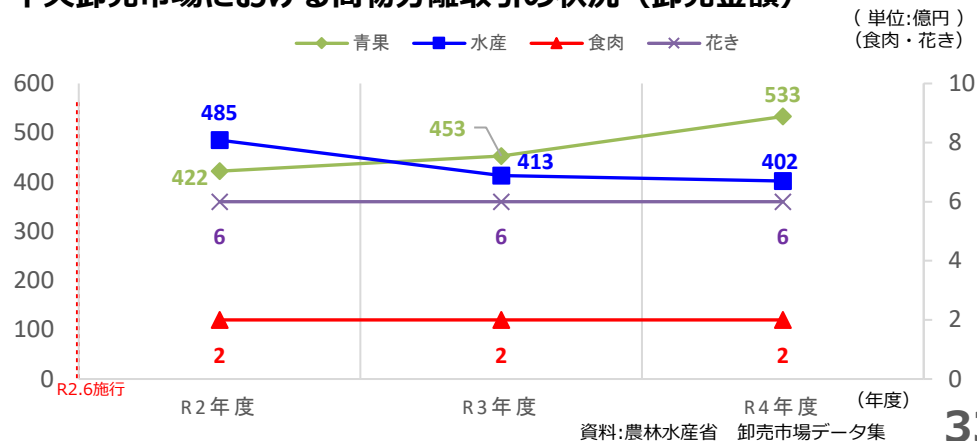
■ 東京都中央卸売市場仲卸業者の直荷引きの状況（卸売金額に対する割合）



■ 中央卸売市場における第三者販売の状況（卸売金額に対する割合）



■ 中央卸売市場における商物分離取引の状況（卸売金額）



法律に基づく合理化に係る認定件数

【農業競争力強化支援法】



事業再編計画（38件）

飲食料品製造事業	: 20件
飲食料品卸売事業	: 7件
配合飼料製造事業	: 5件
飲食料品製造・卸売事業	: 3件
飲食料品小売事業	: 1件
飲食料品小売・卸売事業	: 1件
肥料製造事業	: 1件

事業再編計画に基づく支援件数（のべ件数）

・公庫による低利融資	: 26件
・設備投資に係る割増償却	: 17件
・登録免許税の軽減	: 16件
・株式会社農林漁業成長産業化支援機構 （A-FIVE）からの出資	: 6件
・欠損金の繰戻還付	: 3件
・中小企業基盤整備機構による債務保証	: 1件

事業参入計画（2件）

農業機械製造事業：2件

事業参入計画に基づく支援件数（のべ件数）

・株式会社農林漁業成長産業化支援機構 （A-FIVE）からの出資	: 2件
-------------------------------------	------

【食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（食品等流通法）】

食品等流通合理化計画（第5条第1項）の認定件数

H30年：25件 ⇒ R5年：328件（H30～R5年の累計）

農産物流通等の合理化の状況（まとめ）



事業再編又は事業参入等の状況

1 食品製造業の事業の経営規模・再編状況

○事業所数

H30年：17,116事業所

⇒R5年：15,723事業所（-8.1%）

○出荷額

H30年：28兆円

⇒R5年：31兆円（+8.9%）

○従業員数

H30年：1,090千人

⇒R5年：1,078千人（-1.1%）

○一人当たり出荷額

H30年：26.2百万円

⇒R5年：28.8百万円（+10%）

2 食品流通事業の経営規模・再編状況

○卸売業界の推移（中央）

（卸売）R元年：159事業者

⇒R4年：155事業者

（仲卸）R元年：2,884事業者

⇒R4年：2,737事業者

合併事例R元年以降4事例（全て青果卸売業）

○卸売市場取扱金額（中央）

H29年：70,516億円

⇒R4年：66,316億円（-6.0%）

○卸売市場経由率（青果物）

H28年：56.7%

⇒R3年：53.9%（-2.8ポイント）

○卸売業者数（中央・地方合計）

（卸売業者）

H29年：1,391事業者

⇒R4年：1,214事業者（-12.7%）

（仲卸業者）

H29年：5,918事業者

⇒R4年：4,981事業者（-15.8%）

3 食品小売事業の経営規模・再編状況

○小売事業者（スーパーマーケット）の規模別割合

（売上300億円未満事業者割合）

H30年：63.9%

⇒R5年：65.4%（+1.5ポイント）

（売上300億円以上事業者割合）

H30年：36.1%

⇒R5年：34.6%（-1.5ポイント）

4 事業再編の状況

食品業界における事業再編では3～4割が異業種を含めた再編となっており、異業種からの参入の進捗が見られる。

農産物の直接の販売の促進 農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化



agreach (アグリーチ)

- 平成29年5月から、
 - ・ 農業者又は農業者団体による**農産物の消費者への直接の販売**を促進
 - ・ 有利な条件を提示する**農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手**することができるようにする
 - ・ 農産物の取引又は消費に際し、その**品質、生産又は流通の方法その他の特性が適切に評価**されるようにする
- ための措置として、農林漁業者が有利な出荷先を比較・検討できる登録・利用が**無料のシステム「agreach (アグリーチ)」の設立を支援し、現在運用**されている。

【農林水産業流通マッチングナビ「agreach」】 【イメージ】

- 運用始期：平成29年5月
- 支援概要：平成28年度農山漁村6次産業化対策事業のうち流通構造の「見える化」環境整備事業
- 運営主体：（公財）流通経済研究所
- 登録料：無料
- 対象者：農林漁業者、生産者団体、卸売業者、小売業者、食品製造業者、外食事業者 等
- 利用者数：2023年2月時点で、1,200以上
- 概要：
 - ・ 販売先を探している農林漁業者と、仕入先を探している流通事業者や実需者が、相互にニーズやポリシー、取引条件を詳しく調べ、担当者に簡単にコンタクトできますので、手間をかけずに商談を始めることが可能。
 - ・ 自ら自慢の商品やサービスを登録し、こだわりをアピールすることができますので、取引先から商談が来ることにも期待。



● 想いが通う取引先を見つけない

- ▶ 取引先のニーズやポリシー、取引条件を詳しく調べられます

● 手間をかけずに商談までつなげたい

- ▶ 取引先の担当者に簡単にコンタクトして商談を始められます

● こだわりをアピールしたい

- ▶ 自慢の商品やサービスを登録すると取引先からも商談が来ます

<https://agreach.jp/>

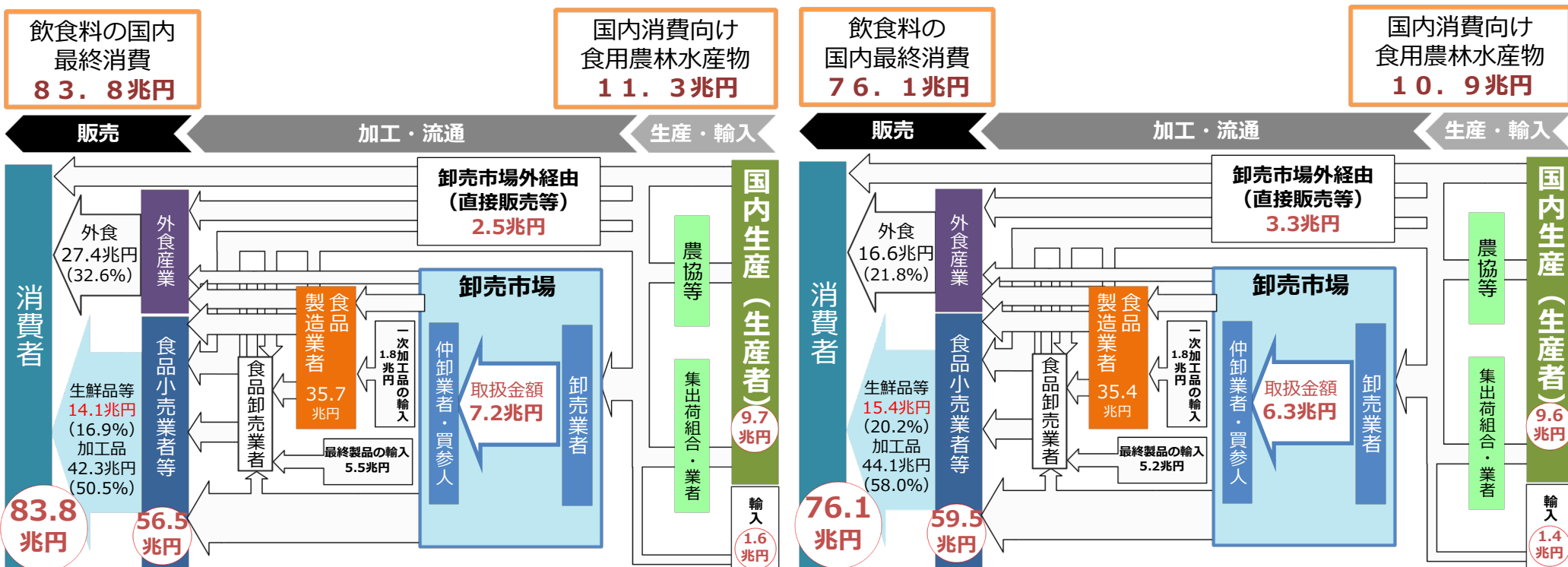


産業連関表から見る我が国の食料品流通構造

- 日本の食料品流通は、集荷・分荷、価格形成、代金決済等の機能を有する**卸売市場が食品流通の核として機能**している
- 他方、食料品流通の統合・全国化が進む一方で、小規模生産者や、有機農産物など多様な消費者ニーズに対応するための流通経路として、ファーマーズマーケットや生鮮食料品分野でのインターネット通販など、多様な販売チャネルの構築に向けた動きも進展し、**食品小売の事業規模が拡大**する一方で**卸売市場を介した取引が縮小**。
- 令和2(2020)年は、新型コロナウイルス感染症により、休校や外出自粛、インバウンド需要減少等により、**外食を始めとした食料消費全体が減少**した一方、**家庭内消費が増加**。

【2015（平成27）年】

【2020（令和2）年】



出典：農林水産省「農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」「卸売市場データ集」等を基に試算

注：本資料は年次や対象等が異なる複数の統計、調査等を組み合わせて作成したものであり、金額等が整合しない点がある。

農産物の品質等についての適切な評価



新たに制定されたJAS①【品質・仕様、生産プロセス】

- 平成29年法改正以降、事業者団体等からの提案により、新たに32規格を制定（令和7年3月現在）。障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物、有機料理を提供する飲食店等の管理方法、大豆ミート食品類など、当該事業者は登録認証機関により、順次JAS認証を取得。このほかにも、多数の提案に基づき、強みのアピールにつながる多様なJASの制定等に向け、官民連携で検討・作業中。

平成31年
1月制定



接着重ね材・接着合せ材

製材（ラミナ）を接着した構造用建築材料の品質・表示基準を規格化



令和5年
6月制定



木質ペレット燃料

住宅用及び業務用の木質ペレット燃料の品質による分類及び仕様について規格化



平成31年
3月制定

認証事業者有



障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物

障害者が携わって生産した生鮮食品及びこれらを原材料とした加工食品並びに観賞用の植物について、その生産方法及び表示の基準を規格化



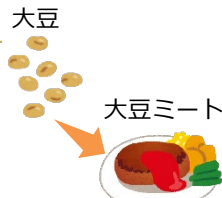
令和4年
2月制定

認証事業者有



大豆ミート食品類

大豆たん白、脱脂加工大豆等を肉様に加工したもの（大豆ミート）を主な原材料に使用した加工食品を規格化



令和3年
2月制定

認証事業者有



接着たて継ぎ材

間柱や胴縁などに使用される接着たて継ぎ材について、材面、たて継ぎ部などの品質を規格化



平成30年
3月制定



日持ち生産管理切り花

切り花の日持ち性を向上させる生産管理の方法を規格化



令和2年
3月制定

認証事業者有



持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

国産鶏種・国産飼料用米の利用、アニマルウェルフェア・鶏ふんの利活用、適切な労働環境の提供等を規格化



令和4年
2月制定

認証事業者有



プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物

新たな技術であるプロバイオポニックス技術を用いて、化学肥料を低減した養液栽培によって生産される農産物について規格化



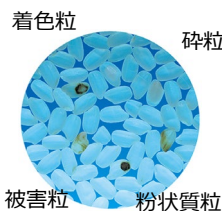
令和3年
12月制定

認証事業者有



精米

国内における精米のとう精技術の高度化に伴い、現在の技術水準における精米工場の目標となる品質の基準を規格化



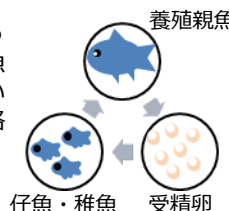
平成30年
12月制定

認証事業者有



人工種苗技術による水産養殖産品

人工種苗技術によって生産された養殖魚やその加工品について、生産方法を規格化



令和3年
12月制定

認証事業者有



有機藻類

藻類の生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した管理方法等を規格化11



令和4年
3月制定

認証事業者有



みそ

国内で生産される米みそ、麦みそ、豆みそなどの多様なみそを網羅し、これらについて、我が国独自の伝統的な生産方法について規格化



新たに制定されたJAS② 【生産プロセス、流通プロセス、取扱方法、試験方法、用語】

令和4年
9月制定

認証事業者有

**ベジタリアン又は
ヴィーガンに適した加工食品**

使用してはならない
原材料、混入防止や
洗浄の徹底などの製
造方法、表示方法等
を規格化



平成30年
12月制定

認証事業者有

**有機料理を提供する
飲食店等の管理方法**

有機料理を提供する飲食店等につ
いて、正しく情報提供するための
サービス方法を規格化

洋風サラダ
レタス(JAS有機)
ハム(EU有機)
クルトン
粉チーズ



令和2年
10月制定

認証事業者有

**ノングルテン米粉の
製造工程管理**

ノングルテン米粉
の製造を行う事業
者について、製造
工程における管理
方法の基準等を規
格化



令和元年
9月制定

認証事業者有

**人工光型植物工場における
葉菜類の栽培環境管理**

人工光型植物工場における
栽培管理、出荷管理、資材
管理、従事者に対する管理
及び教育訓練の基準を規格
化



令和4年
9月制定

認証事業者有

**低たん白加工処理玄米
の包装米飯**

原料玄米の表面加工、低たん
白加工処理等の玄米の包装米
飯の生産行程について管理方
法を規格化



平成31年
3月制定

認証事業者有

青果市場の低温管理

青果市場における低温管理について、
施設・設備、低温管理の方法の基準を
規格化



令和4年
9月制定

認証事業者有

**ベジタリアン又はヴィーガン料理
を提供する飲食店等の管理方法**

使用してはならない
食材、混入防止の管
理方法、適した料理
や情報提供方法等を
規格化

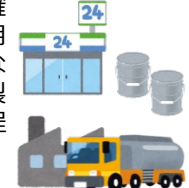


令和5年
3月制定

認証事業者有

廃食用油のリサイクル工程管理

トレーサビリティが確
保されていない廃食用
油及び異物の混入がな
いよう、再生油脂を製
造するリサイクル工程
の管理方法を規格化



令和5年
3月制定

フードチェーン情報公表農産物

農産物の品質を維持
するために流通行
程を適切に管理し、そ
の情報を記録、保存、
公表するための基準
等を規格化



機能性成分の定量試験方法

日本産品に多く含まれる機能性成分の統一的な測定方法を規格化

平成30年3月制定

①ベにふうき茶に含まれる
メチル化カテキン

②うんしゅうみかんに含まれる
β-クリプトキサンチン

令和3年3月制定

きのこ(ぶなしめじ)
に含まれるオルニチン

令和4年3月制定

りんごジュースに含まれる
プロシアニジン類

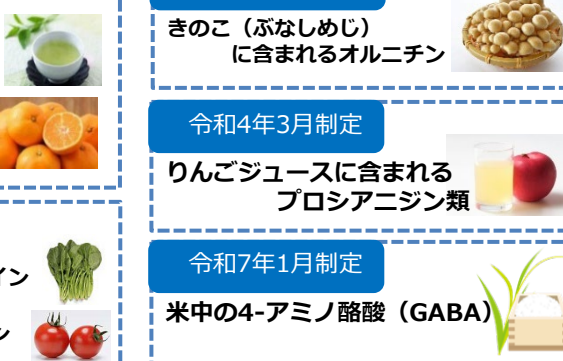
平成31年1月制定

①ほうれんそうに含まれるルテイン

②生鮮トマトに含まれるリコペン

令和7年1月制定

米中の4-アミノ酪酸(GABA)



令和4年3月制定

**魚類の鮮度(K値)
試験方法**

科学的な鮮度評価指標であるK値の統
一的な試験方法を規格化

令和7年1月制定

**食品における相対モル感度を
利用した定量法の一般要求事項**

食品における相対モル感度の決定方法、
相対モル感度を利用した定量法の開発
及び利用に関する一般要求事項を規定



令和4年2月制定

錦鯉 - 用語

品種ごとに異なる鯉の地肌の色、模様等に
着目して品種別の錦鯉の定義を規格化



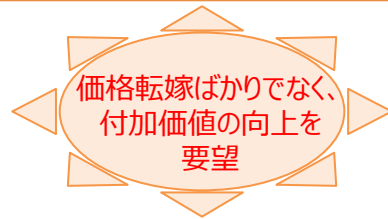
食料システム法

食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律



合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**持続的な食料システムの確立**を一体の取組として併せて検討。



合理的な費用を考慮した価格形成

- ① コストの把握・明確化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

持続的な食料システムの確立

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
 - ② 流通の合理化
 - ③ 環境負荷低減等の促進
 - ④ 消費者の選択への寄与
- ※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。

合理的な費用を考慮した価格形成を実現

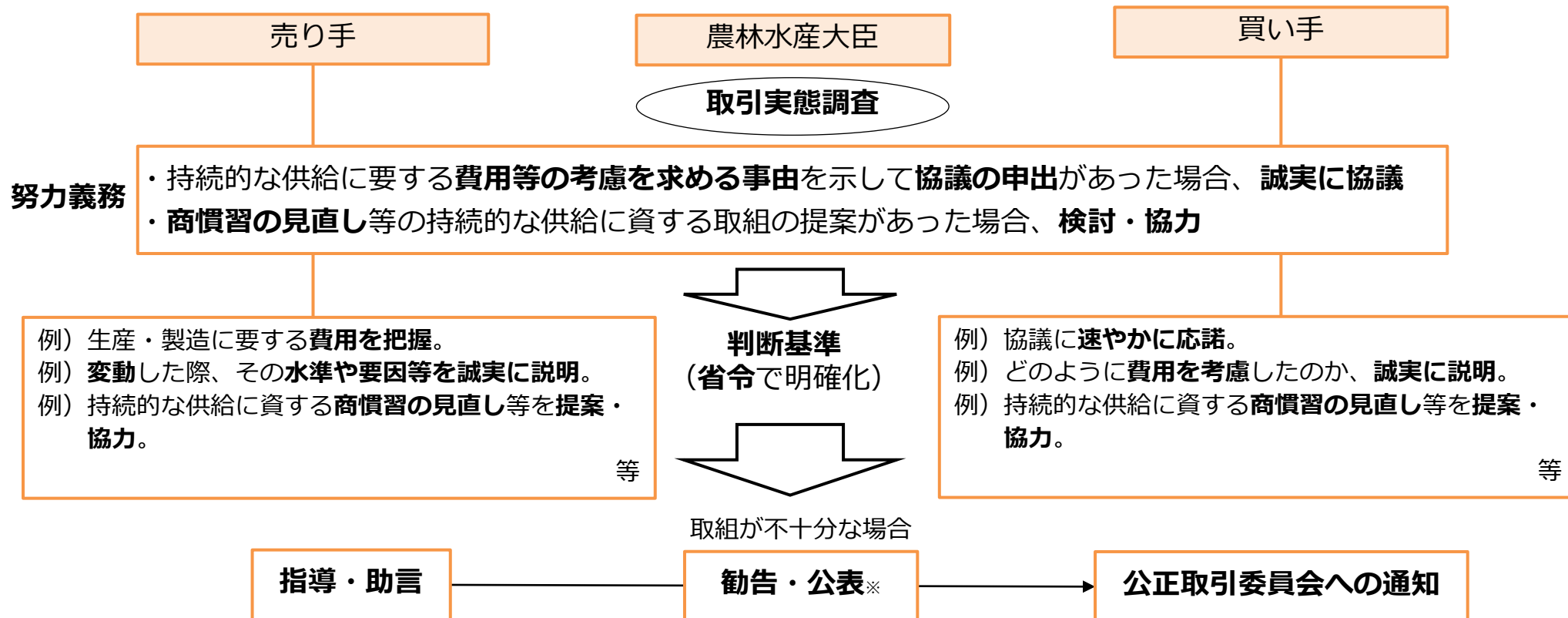
食品の付加価値向上等の取組を促進

消費者の理解を得ながら、食料の持続的な供給を実現

規制措置（全体像）

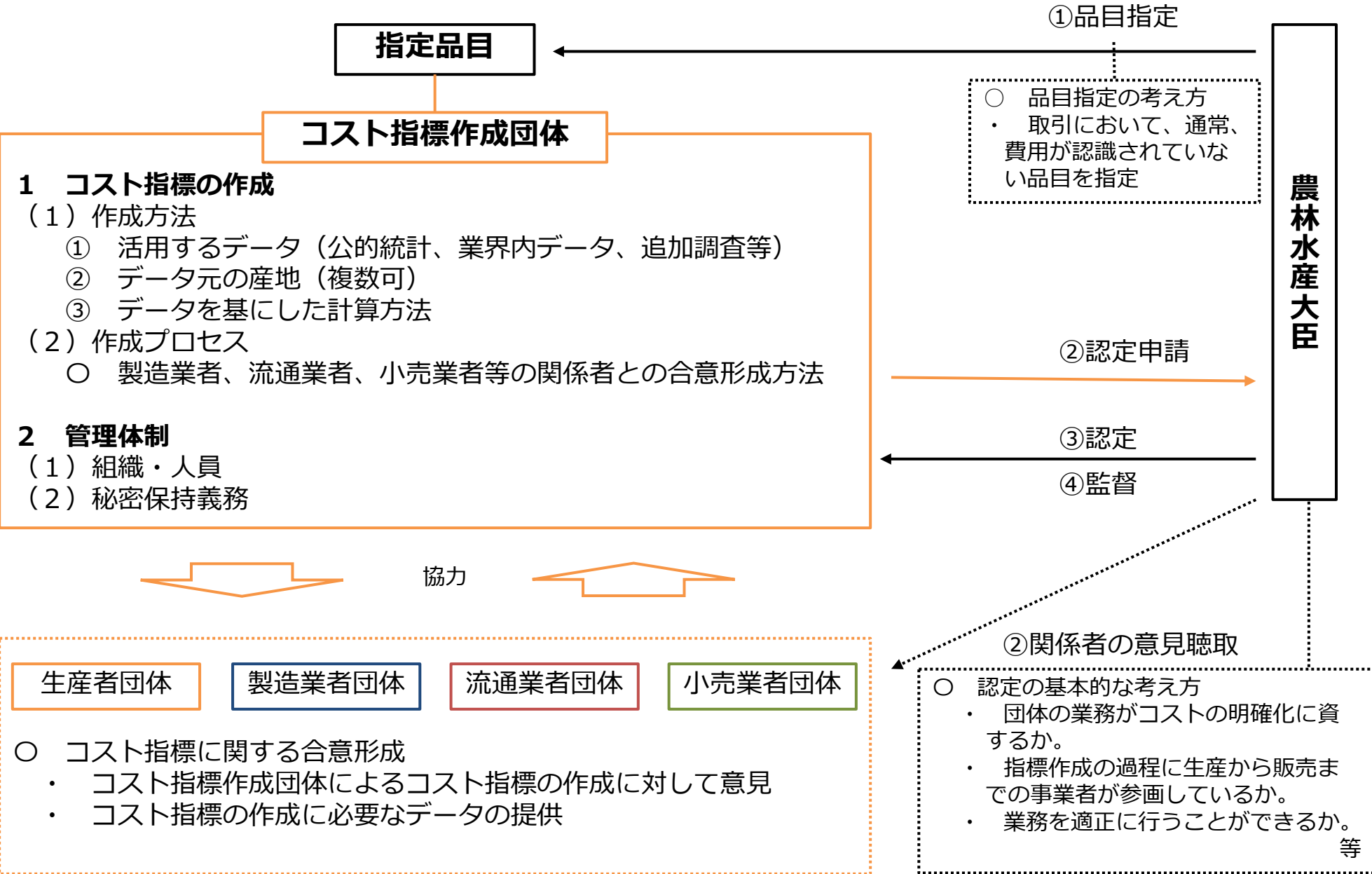
- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告**等。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制措置の導入～



※勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施

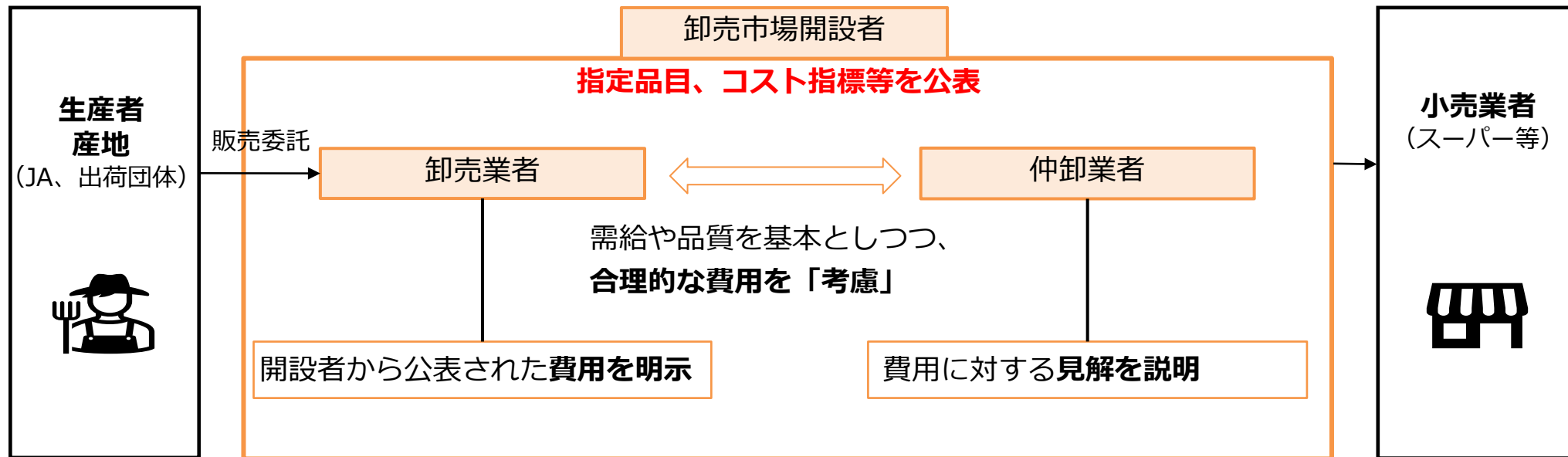
品目の指定／コスト指標の作成



市場取引での対応（改正卸売市場法）

- 卸売市場では、**価格を調整弁**として、出荷された青果物等を**早急に売買**。
- 卸売市場でコストを考慮するため、**開設者が指定品目、コスト指標等を公表**。

○ 市場取引でのコストの考慮



(運用) ・ 貯蔵性の高い品目 ・ 売残りの場合には、翌日持越し ・ 取扱数量を設定 等

計画制度

- 持続的な食料システムの確立に向けて、次の施策を**法制化**。
 - ① 国が策定する基本方針に即し、**食品等事業者等が計画を策定**。
農林漁業者との安定的な取引関係の確立等の取組を実施。
 - ② 国等は、融資・税制等により**総合的に支援**。

